



# 山形県公報

令和2年4月17日(金)  
第97号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○包括外部監査契約の締結	(行政改革課)	…430
○障害者就業・生活支援センターの変更の届出	(雇用対策課)	…同
○山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日	(新県民文化館活用・発信課)	…同
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出	(県産米ブランド推進課)	…431
○土地改良区の定款変更の認可	(村山総合支庁農村計画課)	…437
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…438
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…439
○土地改良区の役員の就任の届出	(最上総合支庁農村計画課)	…同
○山形県県民の森の利用日及び利用時間	(村山総合支庁森林整備課)	…同
○山形県県民の森の利用料金	(同)	…440
○道路の区域の変更	(村山総合支庁建設総務課)	…同
○同	(最上総合支庁建設総務課)	…同
○同	(同)	…441
○一般国道の供用の開始	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…同
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	…442
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○開発行為に関する工事の完了	(村山総合支庁建築課)	…同
○同	(同)	…443

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(村山総合支庁総務課)	…同
○大規模小売店舗の変更の届出	(商業・県産品振興課)	…同
○同	(同)	…445
○同	(同)	…同
○同	(同)	…447
○大規模小売店舗の新設の届出	(同)	…448
○同	(同)	…449

### 正 誤

**告 示**

**山形県告示第318号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
 なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和3年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 令和2年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 柴 田 真 人  
住所 西村山郡河北町大字岩木984番地の2
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

**山形県告示第319号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	変 更 事 項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
社会福祉法人山形県社会福祉事業団	事務所の所在地	長井市台町4番24号	同 左
		山形市江俣一丁目9番26号	/
		酒田市北新橋一丁目1番地18	

**山形県告示第320号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第8条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間
  - (1) 県産品ショップ  
午前10時から午後6時まで
  - (2) レストラン  
午前11時30分から午後3時まで及び午後6時から午後10時まで
- 2 休館日
  - (1) 県産品ショップ
    - イ 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
    - ロ 1月1日（イに掲げる日を除く。）
  - (2) レストラン
    - イ 火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び毎月の第2月曜日

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

3 適用期間

令和2年3月29日から令和8年3月31日まで

山形県告示第321号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内みどり農業協同組合  
代表理事組合長 田村 久義  
酒田市曙町一丁目1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
本間 光記 酒田市豊里字下西割51-21 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年3月31日
村上 正義 酒田市本楯字通伝4 もみ、玄米、大豆			
佐々木 浩希 酒田市布目字後田117 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 盛二 酒田市横代字千代桜83 もみ、玄米、大豆	同 左		
曾我 維見 酒田市広野字三本柳152 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠田 聡 酒田市竹田字竹ノ下11 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
児玉 康昭 酒田市亀ヶ崎四丁目4-8 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 忠雄 飽海郡遊佐町遊佐字上曾根田108 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 賢治郎 飽海郡遊佐町吉出字和田7-4 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 俊之 飽海郡遊佐町当山字上戸64 もみ、玄米、大豆	同 左		

佐藤 真司 飽海郡遊佐町当山字福ノ中67 もみ、玄米、大豆	同 左
横山 嘉彦 酒田市小牧88 もみ、玄米、大豆	同 左
大沼 武 飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤11-3 もみ、玄米、大豆	同 左
遠藤 学 酒田市引地字宅地69 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 哲也 酒田市穂積字下市神161 もみ、玄米、大豆	同 左
斎藤 智 酒田市漆曾根字四合田26 もみ、玄米、大豆	同 左
和島 功 酒田市大宮町三丁目25-27 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 広一 酒田市広野字杓子51 もみ、玄米、大豆	同 左
渡辺 桂 酒田市鶴田字寺ノ越34 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
小野寺 由一 酒田市麓字楯山62 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 晃喜 酒田市勝保関字前41 もみ、玄米、大豆	同 左
澁谷 享治 酒田市久保田字村南79 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 光昭 酒田市北沢字仁枚田14 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 耕 酒田市相沢字沢脇22 もみ、玄米、大豆	同 左
吉仲 信光 酒田市保岡字村東36 もみ、玄米、大豆	

田村 賢治 酒田市上野曾根字下中割50 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 彰 飽海郡遊佐町岩川字田中10 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土井 翼 酒田市刈屋字東村31 もみ、玄米、大豆	同 左
前田 考裕 酒田市生石字矢流川33 もみ、玄米、大豆	同 左
佐々木 功 酒田市千代田字宅田33 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 良輔 酒田市広野字福岡57 もみ、玄米、大豆	同 左
長沢 隆洋 酒田市高見台二丁目6-17 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 東田川郡三川町大字押切新田字刈 取5 もみ、玄米、大豆	同 左
小松 祐輔 飽海郡遊佐町遊佐字京田21-5 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 酒田市若宮町一丁目15-9 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴40 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 酒田市北平沢字盛沢61 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 酒田市上野曾根字下中割50 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 飽海郡遊佐町遊佐字前田58-14 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 もがみ中央農業協同組合  
 代表理事組合長 安食 賢一  
 新庄市大字福田字福田山711-73

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年3月31日
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 渉 新庄市十日町2559-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
中嶋 宏真 最上郡最上町大字若宮154 もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
星川 健 新庄市下金沢町16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左		
小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
柿崎 拓 新庄市上金沢8-48 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形2080-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	同 左
西嶋 信一 最上郡戸沢村大字古口110-10 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
吾孫子 昌弘 最上郡最上町大字富沢1366-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 稔 最上郡鮭川村大字石名坂9 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 賢一 新庄市石川町122 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 典佳 最上郡鮭川村大字中渡1172-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 最上郡鮭川村大字庭月1049 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 新庄市城西町6-62-512 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 悟 最上郡戸沢村大字名高1593-82 玄米、大豆、そば	同 左
後藤 陽一 新庄市城西町6-62-609 玄米、大豆、そば	同 左

荒木 哲男 最上郡鮭川村大字中渡827 玄米、大豆、そば	同 左
川田 昭一 最上郡鮭川村大字庭月2947 玄米、大豆、そば	同 左
八鍬 重孝 新庄市城南町9-21 玄米、そば	同 左
安彦 浩二 最上郡鮭川村大字曲川223-4 玄米、そば	同 左
野尻 義正 最上郡戸沢村大字松坂1721 玄米、そば	
矢口 圭介 最上郡戸沢村大字松坂364-7 玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 義隆 新庄市万場町10-7 コーポ木村 B 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 最上郡鮭川村大字京塚1097 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 最上郡大蔵村大字合海788-4 玄米、そば	同 左
阿部 輝喜 最上郡戸沢村大字角川1455-5 玄米、そば	同 左
大友 賢吾 最上郡戸沢村大字津谷20 もみ、玄米、そば	同 左
渡部 大祐 新庄市大字飛田527 もみ、玄米、そば	同 左
矢口 誠 最上郡鮭川村大字京塚1096 もみ、玄米、そば	同 左
富樫 勝彦 最上郡真室川町大字川ノ内1199 もみ、玄米、大豆、そば	
佐藤 健治 最上郡真室川町大字木ノ下807-5 玄米、大豆、そば	



庄司 健二 最上郡真室川町大字大滝288-3 玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 祐一郎 最上郡真室川町大字大沢1691 玄米、大豆、そば	同 左		
小野 和哉 新庄市大字萩野4607 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

**山形県告示第322号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日  
令和2年4月10日

**山形県告示第323号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
荒谷土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字荒谷2451の16番地
- 3 認可年月日  
令和2年4月10日

**山形県告示第324号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028番地
- 3 認可年月日  
令和2年4月10日

**山形県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
  - 3 認可年月日  
令和2年4月10日
- 

**山形県告示第326号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
  - 3 認可年月日  
令和2年4月10日
- 

**山形県告示第327号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
  - 3 認可年月日  
令和2年4月10日
- 

**山形県告示第328号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
山口・田麦野土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
天童市大字山口5031番地の4
  - 3 認可年月日  
令和2年4月10日
-

**山形県告示第329号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2
- 3 認可年月日  
令和2年4月10日

**山形県告示第330号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	矢 口 強	最上郡大蔵村大字清水243番地3

**山形県告示第331号**

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
	7月20日から8月20日までの日	
	8月21日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	

野営場	7月1日から9月30日までの日	宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあつては午前10時から翌日の午前10時まで
-----	-----------------	---

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第332号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施設名	区分	利用料金	
		一般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個人	無料	無料
	団体	無料	無料

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形羽入線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字蔵増字西田970番2から 同 970番12まで	旧	24.0メートル } 18.0	12メートル
同 上	新	20.4メートル } 18.0	同 上

山形県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

- 2 路 線 名 344号  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班い小班から 同	まで	旧	10.5メートル } 9.1	メートル 25
同	上	新	25.8メートル } 9.1	同 上

山形県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
 2 路 線 名 戸沢大蔵線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字古口字板敷3764番2から 同	まで	旧	56.3メートル } 28.9	メートル 66
同	上	新	48.0メートル } 28.9	同 上

山形県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月17日から同年5月1日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号  
 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班い小班から  
同 まで  
 3 供用開始の期日 令和2年4月10日

山形県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東置賜郡高島町上和田及び同町下和田地区  
 2 公共測量を実施した期間  
令和元年7月24日から令和2年3月16日まで  
 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量及び数値図化）

**山形県告示第338号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画用途地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第339号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画準防火地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第340号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画道路
    - (2) 名称 3・4・5号小姓町上桜田線  
3・4・24号諏訪町七日町線  
3・4・25号東原村木沢線  
3・4・28号四日町山家町線  
3・5・4号香澄町七日町線  
3・5・14号下条町金井線  
3・6・3号千歳橋二口橋線
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第341号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年9月18日 指令村総建第230号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大林二丁目1番1の一部、1番2、2番2、2番4、2番12、2番19、2番25、4番1、4番11、1番1先、2番2先、4番1先

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
天童市糠塚二丁目2番1号 有限会社弘栄不動産

#### 山形県告示第342号

次の開発行為は、完了した。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年11月11日 指令村総建第258号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町東二丁目9090番60、9090番277、9090番57、9090番252、9090番255、9090番257、9090番254
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市双葉町二丁目1番20号 株式会社日成不動産

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和2年4月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称  
特定非営利活動法人ぼけっとびーす
- (2) 代表者の氏名  
村上 理香
- (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市中央一丁目6番16号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身しょうがい児者とその家族に対して、地域社会の中でその人らしくより自立した暮らし方ができるための環境整備と支え合いのネットワークづくりに関する事業を行い、安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル南館店  
山形市南館西2番50号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
有 限 会 社 矢 野 薬 局	天童市本町二丁目1番29号	矢 野 孝 吉
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大 島 康 広
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
有 限 会 社 矢 野 薬 局	天童市本町二丁目1番29号	矢 野 昭 彦
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大 島 康 広
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年3月1日  
 (2) 2の(2)に掲げる事項  
 イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日  
 ロ 有限会社矢野薬局に係るもの 平成14年8月10日

4 届出年月日

令和2年1月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。



- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル南館店  
山形市南館西2番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 真船 幸夫
- 3 変更する事項  
駐車場の位置及び収容台数  
（変更前）595台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）233台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
令和2年9月28日
- 5 届出年月日  
令和2年1月27日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山交ビル  
山形市香澄町三丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表取締役 平井 康博

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株式会社志鎌園	山形市流通センター二丁目5番4号	志 鎌 秀 人
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株式会社日進	山形市桜町4番12号	佐々木 啓 充
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社アニメイト	東京都豊島区東池袋三丁目2番1号	阪 下 實
馬 渕 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区卸町二丁目7番地の5	馬 渕 佑 子
株式会社ヤマコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平 井 康 博
株式会社仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	渡 辺 憲 一
株式会社山形 フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊 藤 秀 昭
株式会社KAMEYAMA	栃木県佐野市米山南町8番地5	亀 山 稔
東 海 林 み ち 子	山形市大字青柳565番2号	
山 崎 ま り 子	山形市城西町三丁目11番18号	
有限会社エロイク	山形市香澄町三丁目8番38号	丹 野 マ サ
栄光リテール株式会社	大阪府大阪市中央区博労町三丁目3番1号	市 橋 祥 晃
株式会社あとろえジョイ	東京都目黒区目黒本町二丁目20番10号	荒 堀 惇 司
株式会社サンロード	東京都中央区日本橋浜町一丁目5番13号	小 林 勝 哉
クールケアン株式会社	東京都品川区西五反田二丁目7番12号	堀 内 一 夫

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株式会社志鎌園	山形市流通センター二丁目5番4号	志 鎌 秀 人
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株式会社日進	山形市桜町4番12号	佐々木 啓 充
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社アニメイト	東京都豊島区東池袋三丁目2番1号	阪 下 實
馬 渕 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区御町二丁目7番地の5	馬 渕 佑 子
株式会社仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	山 室 隆
株式会社山形 フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊 藤 秀 昭
株式会社KAMEYAMA	栃木県佐野市米山南町8番地5	亀 山 稔
東 海 林 み ち 子 山 崎 ま り 子	山形市大字青柳565番2号 山形市城西町三丁目11番18号	
有限会社エロイク	山形市香澄町三丁目8番38号	丹 野 マ サ
栄光リテール株式会社	大阪府大阪市中央区博労町三丁目3番1号	市 橋 祥 晃
株式会社あとリエジョイ	東京都目黒区目黒本町二丁目20番10号	荒 堀 惇 司
株式会社サンロード	東京都中央区日本橋浜町一丁目5番13号	小 林 勝 哉
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田二丁目7番12号	堀 内 一 夫

## 4 変更年月日

平成31年4月1日

## 5 届出年月日

令和2年3月2日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山交ビル  
山形市香澄町三丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表取締役 平井 康博
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 9,757平方メートル  
(変更後) 6,508.13平方メートル
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 645台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 292台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
  - (1) 3の(1)に掲げる事項 平成31年4月1日
  - (2) 3の(2)に掲げる事項 令和2年11月1日
- 5 届出年月日  
令和2年3月2日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) クスリのアオキ中里店  
天童市中里四丁目1番5号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年12月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,775平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 71台
  - (2) 駐輪場の収容台数 37台
  - (3) 荷さばき施設の面積 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 8.46立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前9時

ロ 閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで。ただし、駐車場南側は午前8時30分から午後9時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和2年3月30日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに河北町役場において令和2年8月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店

西村山郡河北町谷地字月山堂1158番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株 式 会 社 サ ン デ ー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗
そ の 他 は 未 定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年12月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,577平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 397台
- (2) 駐輪場の収容台数 29台
- (3) 荷さばき施設の面積 208平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 24立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
すべての小売業者	午前7時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

8 届出年月日

令和2年4月7日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 3. 27	号外第5号	75	下から7	別表第3	別表第2
令和 2. 4. 1	号外第11号	33			34
同	同	34			36
同	同	35			38
同	同	36			40
同	同	37			42
同	同	38			44
同	同	39			33

同	同	40	35
同	同	41	37
同	同	42	39
同	同	43	41
同	同	44	43

令和2年4月17日印刷  
令和2年4月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県